12月定例会

12月定例会を11月30日から12月21日までの22日間の会期で開催しました。

市長から初日に、弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてなど15議案が提案され、さらに中日に追加提案された補正予算議案とともに、所管の委員会に付託、審議し原案通り可決しました。

人権擁護委員候補者の推薦については初日に全会一致で推薦に同意しました。

最終日には、「子ども・子育て支援新制度に対する意見書」など3件の意見書を追加提案し原案通り可決しました。

各委員会で付託された審議については、委員会レポート（4頁）をご覧ください。

一般質問には、16人が登壇し市政全般について質問しました（6頁～）。

議案第44号
弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

国が定める税・社会保障・大規模災害に関する業務以外に市が条例で定めることで独自に個人番号を利用可能にするための条例。

本条例は、特別障害者手当などの支給に関する事務に個人番号の独自利用を可能にすることで申請事務の効率化を図るための条例制定です。

質疑

質疑（佐藤　博議員）

① 個人番号（マイナンバー）利用の目的・内容は。

② マイナンバー制度の今後の流れは。

③ プライバシーの侵害を懸念するが、このマイナンバー制度のメリット・デメリットは。

④ 拒否した場合の罰則は。

⑤ 30年からは行政だけでなく金融機関にまで広がることは問題があるのでは。

答弁（総務部長）

① 税・社会保障・災害対策の分野で効率的に情報管理し複数機関に存在する個人の情報が同一人物であることを確認するためである。

なお、本議案は、法律で定める事務（税・社会保障・災害対策）以外に個人番号を市が独自に使用することを可能にするもので今回は特別障害者手当などの支給に関する事務である。

② 28年1月、個人番号カード交付開始（希望者のみ）。

29年1月、国レベルでの連携開始。

29年7月、地方公共団体レベルの連携開始。

30年10月以降、民間利用開始（ただし、内容の詳細は未定）。

③ 国は3つのメリットがあるとし、負担を不当に免れること、給付を不正に受給することの防止が可能となる（公平・公正な社会の実現）、国民の負担の軽減（申請書類の削減）が可能となり国民の利便性の実現、複数業務の連携が進み、作業の重複化の回避（自治体業務の効率化）。

デメリットは個人情報の外部漏えい、不正利用、国による様々な個人情報の一元管理化などがあげられる。

④ 罰則はない。

また、申請時の番号の必要性を説明するが未記入のままであっても受理する。

答弁（市長）

⑤ 様々な懸念事項はあるものの、住民の利便性と行政の効率化を追求していかなければならない。

質疑（三宮議員）

住民が制度を十分理解されないままでは混乱が生じる。職員に市民の利益を優先にした立場で応対をすることは可能か。

答弁（民生部長）

これまでの他の実務同様、課内で統一した見解で取り組んでいく。

答弁（市長）

住民に不利益が生じることの無いようしていかなければいけない。

討論

反対討論（三宮議員）

住民全員に通知が完了する目処がたたないまま、政府は29年1月から通知カードの交付を予定している。

カードを紛失すれば個人情報が漏えいするリスクの極めて高いものであるにも拘らず政府は交付することばかりを考え国民の不信は募るばかりである。

29年1月からの実施を延期し、制度の危険性を検証、再点検し廃止に向け見直すことが必要であると考え反対する。

なお、議案第46号　弥富市税条例の一部改正につい